

(様式第2号)

収支予算書 (精算書)

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増減		摘要
			増	減	
国庫補助金					
県補助金					
市補助金					
自己負担金					
その他					
計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増減		摘要
			増	減	
計					

(様式第3号)

農森 第 号
年 月 日

様

秋田市長

事業計画認定書

年 月 日付け、第 号で提出された事業計画については、秋田市
森林・林業振興対策事業補助金交付要綱第3第2項に基づき、下記のとおり認定する。

記

1 認定内容 別紙のとおり

2 補助事業の目的

流域における水源かん養機能または山地災害防止機能の維持、および流域に
おける木材等森林資源の循環利用に資するための森林施業（森林施業を実施す
るために必要な路網の整備）を実施するため。

3 認定条件

- (1) 補助金を目的以外に使用しないこと。
- (2) 次に掲げる場合は、あらかじめ市長の承認を得ること。
 - ア 補助事業に要する経費の配分を変更するとき。
 - イ 補助事業の内容を変更するとき。
 - ウ 補助事業を中止または廃止するとき。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、または事業の遂行が困難になっ
たときは、速やかに市長に報告し、指示を受けること。
- (4) 法令その他の関係規定および市長の指示事項を遵守すること。

様

秋田市長

事業計画変更認定書

年 月 日付け、〇〇第〇〇号で提出された事業計画変更申請については、秋田市森林・林業振興対策事業補助金交付要綱第3第4項に基づき、下記のとおり認定する。

記

1 認定内容 別紙のとおり

2 補助事業の目的

流域における水源かん養機能または山地災害防止機能の維持、および流域における木材等森林資源の循環利用に資するための森林施業（森林施業を実施するために必要な路網の整備）を実施するため。

3 認定条件

- (1) 補助金を目的以外に使用しないこと。
- (2) 次に掲げる場合は、あらかじめ市長の承認を得ること。
 - ア 補助事業に要する経費の配分を変更するとき。
 - イ 補助事業の内容を変更するとき。
 - ウ 補助事業を中止または廃止するとき。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、または事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、指示を受けること。
- (4) 法令その他の関係規定および市長の指示事項を遵守すること。

(様式第7号)

農森第 号
年 月 日

様

秋田市長

事業計画中止（廃止）認定書

年 月 日付け、第 号で提出された事業計画中止（廃止）申請については、秋田市森林・林業振興対策事業補助金交付要綱第3第4項に基づき、下記のとおり認定する。

記

認定内容 別紙のとおり

(様式第8号)

年 月 日

秋田市長 様

住所

氏名

着手（完了）報告書

年 月 日付け 第 号で認定を受けた補助事業の着手（完了）について、秋田市森林・林業振興対策事業補助金交付要綱第4に基づき下記のとおり報告します。

記

補助金の名称	
補助事業の種類	
着手年月日	
完了（予定）年月日	
事業内容	別紙のとおり

(様式第9号)

農森第 号
年 月 日

様

秋田市長

検査結果通知書

年 月 日付け、〇〇第〇〇号で実績報告のあった補助事業について、秋田市森林・林業振興対策事業補助金交付要綱第6第3項に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 補助金の名称
- 2 補助事業の種類
- 3 施行箇所
- 4 施行面積
- 5 施行期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 6 検査月日 年 月 日
- 7 検査結果 事業の完了を認める

(様式第11号)

秋田市指令第 号

住所

氏名

年 月 日付け、 第 号で申請のあった補助金の交付については下記とおり交付することに決定したので、秋田市森林・林業振興対策事業補助金交付要綱第7第2項に基づき通知する。ただし、交付条件を遵守すること。

平成 年 月 日

秋田市長

記

1 交付決定額 ￥ ー

(内訳)

補助事業の種類	事業費総額	国補	県補	交付決定額	自己負担
				市費	

2 補助事業の目的

流域における水源かん養機能または山地災害防止機能の維持、および流域における木材等森林資源の循環利用に資するための森林施業（森林施業を実施するために必要な路網の整備）を実施するため。

3 交付条件

- (1) 補助金を目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業の施行地を当該補助事業完了の翌年度から起算して5年以内に森林以外の用途へ転用する場合または補助事業施行地上の立木竹を全面伐採除去する場合は、あらかじめ市長に届けるとともに、当該転用（伐採除去）に係る森林につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (3) この補助金に係る収入および支出を明らかにした帳簿および当該関係書類を補助事業完了の翌年度から起算して5カ年間整備保管すること。

(様式第12号)

請 求 書

年 月 日

(宛先) 秋田市長

債権者 住 所
商号又は名称
氏 名

秋田市森林・林業振興対策事業補助金交付要綱第7第3項に基づき、次のとおり請求します。

請求金額 ¥ _____

内 訳	契約（指令）金額	¥
	前回受領額	¥
	今回請求額	¥
	今後請求予定額	¥
経費の内訳 (年 月 日付け秋田市指令第 号による補助金)		
支払方法	口座振替払 ・ 隔地払 ・ その他 ()	
口座振替払いの 振込銀行及び 口座番号	銀行 支店	当 普 別
隔地払の支払場所	銀行 支店	
摘 要		